

トピックス

看護師・介護福祉士募集

【募集人数】

- 看護師…15人程度
- 介護福祉士…10人程度

【応募資格】

○看護師

- ①昭和37年4月2日以降生まれで、看護師免許を持っている人
- または令和4年3月末までに取得見込の人

○介護福祉士

- ①昭和47年4月2日以降生まれで、介護福祉士資格を持っている人
- または令和4年3月末までに取得見込の人

【勤務条件・賃金】

- 市の条例・規則によります。
- ※前歴に応じた加算措置や諸手当があります。

【勤務場所】

上野総合市民病院

【応募方法】

病院総務課にある「伊賀市職員選考採用試験受験申込書」を持参または郵送で応募先まで。申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

※郵送の場合、簡易書留で送付。

【選考方法】 作文・面接

【試験日】

- 3月5日、4月2日、5月7日、6月4日、7月2日、8月6日、9月3日、10月1日、11月5日、12月3日、令和4年1月7日、2月4日
- ※時間などは応募者に後日お知らせします。

【採用予定日】

令和3年5月1日から令和4年1月1日までの各月1日

【応募期限】

各試験日の14日前の午後5時15分まで（土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く。）



看護師



介護福祉士

【応募先・問い合わせ】 上野総合市民病院総務課
TEL 41・0065 FAX 24・1565
byouin-soumu@city.iga.lg.jp

トピックス

イガニンジャウィーク 2021

【とき】

2月20日(土)～23日(火祝)

【ところ】

伊賀上野城下町周辺

【内容】

○古地図で巡る城下町リアル&バーチャル忍者体験

アプリを活用し、「伊賀の秘伝書」とりかえせ」のストーリーに沿って、まち歩きを楽しみながら、伊賀忍者道場やレーザー手裏剣バトルなどを体験できます。古地図で城下町を散策したい人、バーチャルな体験を楽しみたい人など、参加をお待ちしています。

その他、新しい生活様式に沿った観光コンテンツの体験、新しい伊賀の土産物の販売など、さまざまなイベントが勢ぞろいします。



【問い合わせ】 観光戦略課
TEL 22・0670 FAX 22・0665
kankou@city.iga.lg.jp

トピックス

看護師・介護福祉士修学資金制度

【募集人数】

若干名

【応募資格】

○看護師…

看護師免許を取得するため、看護専門学校または看護系大学に入学・在学する人で、卒業後に病院で看護師として勤務する人

○介護福祉士…

介護福祉士資格を取得するため、介護福祉士養成施設に入学・在学する人で、卒業後に病院で介護福祉士として勤務する人

【貸与額】

○看護師…

月額5万円または8万円

○介護福祉士…

月額5万円

【返還の免除】

卒業後、速やかに看護師免許または介護福祉士資格を取得し、次の期間に上野総合市民病院で勤務した場合は、修学資金の返還を免除します。
○5万円の場合…貸与を受けた期間に相当する期間
○8万円の場合…貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間

【応募方法】

次の書類を応募先まで郵送または持参。申請書は当院ホームページからダウンロードできます。

○修学資金貸与申請書

○合格通知書または在学証明書

○履歴書（写真添付）

【選考方法】

書類審査・作文・面接



介護福祉士



看護師

【応募先・問い合わせ】

上野総合市民病院病院総務課
TEL 41・0065 FAX 24・1565

トピックス

児童扶養手当と障害年金の併給調整

令和3年3月分（5月支給）から、変更があります。

◆見直し内容

現在、障害年金を受給しているひとり親家庭の人は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合には、児童扶養手当が受給できず、就労が難しい人は厳しい経済状況におかれています。

そのため、「児童扶養手当法」の一部が改正され、3月分から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるようになります。

◆手当を受けるための手続き

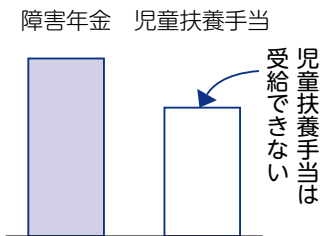
現在、児童扶養手当受給資格の認定を受けている人は、原則、申請不要です。

それ以外の人は、申請が必要です。なお、3月1日より前であっても、申請することができます。

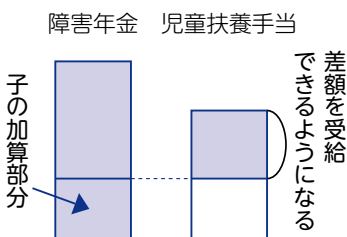
◆支給開始月

通常、申請した月の翌月分から支給を開始しますが、これまで障害年金を受給していたために児童扶養手当を受給できなかった人のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている人は、令和3年6月30日（木）までに申請することで令和3年3月分の手当から受給できます。
※令和3年3月分と4月分の手当は、5月に支給されます。

見直し前（令和3年2月分まで）



見直し後（令和3年3月分から）



障害年金に加えて、障害年金の子の加算分と児童扶養手当の額の差額を受給できる。



【問い合わせ】

こども未来課
TEL 22・9677 FAX 22・9646

✉ kodomo@city.iga.tg.jp